

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、人間尊重の精神に基づく正直営業と誠実経営を基本理念とし、株主・お客様・役員など各ステークホルダーからの信頼を得るためコーポレート・ガバナンスを強化しております。具体的には、取締役会の活性化による意思決定の迅速化、執行役員制度導入による執行と監督の分離、社外監査役を含む監査役会設置による経営監視体制の充実、内部統制の構築・評価・改善などに取り組んでおります。また、リスク管理体制の確立のため、代表取締役及び関係部署の役職者をもって構成される「リスクマネジメント委員会」を設置し、必要に応じて開催いたします。

なお、当社は、現在、事業構造の転換、財務基盤の安定化及びスリムな組織体制の構築を図るべく、再建プランを推進しております。コーポレート・ガバナンスに関しても、実効性を検証しつつ、具体的な施策については現状を踏まえ見直しを進めております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
中小企業保証機構株式会社	19,899,000	8.09
中小企業人材機構株式会社	19,896,000	8.09
中小企業支援機構株式会社	19,896,000	8.09
中小企業投資機構株式会社	19,896,000	8.09
株式会社インデックス・ホールディングス	19,500,000	7.93
株式会社日新ビル	16,800,600	6.83
秀邦株式会社	16,314,763	6.63
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	6,643,500	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,968,700	2.02
寄岡 邦彦	4,495,947	1.83

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	その他金融業
----	--------

(連結)従業員数	100人以上500人未満
----------	--------------

(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
---------	-----------------

親会社	なし
-----	----

連結子会社数	10社以上50社未満
--------	------------

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span>更新</span>	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
西尾 豊	他の会社の出身者				○	○			○	
奥野 喜彦	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
西尾 豊	会社法第427条の定めに基づき、当社との間で責任限定契約を締結しております。	上場企業の取締役を経験され、企業経営についての幅広い経験と深い知見を有しており、客観的かつ中立的な立場から経営に対する監視・監督の強化が図れると判断したため。
奥野 喜彦	会社法第427条の定めに基づき、当社との間で責任限定契約を締結しております。	事業者金融に関する幅広い経験と深い知見を有しており、客観的かつ中立的な立場から経営に対する監視・監督の強化が図れると判断したため。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

西尾豊氏につきましては、平成21年6月29日就任以後開催された取締役会の約8割に出席し、主に上場会社の取締役としての経験を通じて得た企業経営についての幅広い経験と深い知見から、議案・審議等に必要の発言を適宜行っております。

奥野喜彦氏につきましては、平成21年6月29日就任以後開催された取締役会の全てに出席し、主に事業者金融に関する幅広い経験と深い知見から、議案・審議等に必要の発言を適宜行っております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

#### 監査役と会計監査人の連携状況 更新

平成22年3月期における実績として、会社法にて求められる会計監査人による監査役会への監査報告書の提出に加え、各四半期及び期末決算前に開催される監査役会において、内部監査部門を交えて会計監査人より監査状況の報告・説明を受け、また、監査計画等について協議しております。このように、監査役は会計監査人との連携を図りつつ、会計監査人の監査業務について監視・監督を行っております。

## 監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査機能を担うコンプライアンス統括部が、監査役に対し内部統制監査の進捗状況報告を行い、また監査役会にオブザーバーとして参加するなど、監査役との連携を強化しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
福井 信行	他の会社の出身者				○				○	
小堀 勇	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
福井 信行	会社法第427条の定めに基づき、当社との間で責任限定契約を締結しております。	金融機関における長い業務経験により幅広い経験と深い知見を有しており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、社外監査役としての適切な役割を果たされると判断しております。
小堀 勇	会社法第427条の定めに基づき、当社との間で責任限定契約を締結しております。 なお、小堀勇氏は、当社の独立役員であります。	金融機関における長い業務経験により幅広い経験と深い知見を有しており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、社外監査役としての適切な役割を果たされると判断しております。 また、上記の考えのもと、当社の独立役員として適当であると判断しております。

## その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

福井信行氏につきましては、平成21年6月29日の就任以後開催された取締役会及び監査役会のほぼ全てに出席し、金融機関における長い業務経験により幅広い経験と深い知見から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

小堀勇氏につきましては、平成21年6月29日の就任以後開催された取締役会及び監査役会のほぼ全てに出席し、金融機関における長い業務経験により幅広い経験と深い知見から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

## 該当項目に関する補足説明

当社では、取締役に対するインセンティブとしてストックオプション制度を導入しておりましたが、平成20年7月31日をもって権利行使期間を終了しており、現在は取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

### 該当項目に関する補足説明

平成21年3月期における当社の役員報酬の合計は161百万円であり、その内訳は、社内取締役に支払った報酬118百万円、社内監査役に支払った報酬33百万円、社外監査役に支払った報酬9百万円であります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役ににつきましては、取締役会事務局が適宜必要なサポートを行っております。また、社外監査役ににつきましては、社外監査役の求めに応じ、適宜必要なサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社の業務執行体制につきましては、平成17年7月より執行役員制度を導入しております。業務執行の監督につきましては、原則月次で開催される取締役会において各業務の執行状況が報告され、取締役会による監督を受けることとなっております。

監査体制につきましては、内部監査および監査役監査の充実を図るために内部監査規程、監査役会規則および監査役監査基準を整備運用し、それぞれ監査機能の強化を図っております。

上記に加え、複数の社外取締役による客観的かつ中立的な立場からの経営に対する監視・監督及び一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役による経営に対する監視・監督等の体制を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと判断し、現在の体制を採用しております。

外部監査人につきましては、三優監査法人が金融商品取引法及び会社法による監査を行っており、平成21年3月期において監査を行った公認会計士は、高瀬敬介氏、山本公太氏の2名であります。なお、当該監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他18名となっております。平成21年3月期における外部監査人に対する報酬につきましては、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は57百万円となっております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り集中日を回避するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	平成16年6月開催の第45期定時株主総会より導入しております。
その他	定時株主総会後には戦略説明会を実施しております。また、招集通知の英語版の作成およびホームページへの招集通知の掲載(和・英)をしております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	<a href="http://www.nisgroup.jp/japanese/pages/index.cfm/ir">http://www.nisgroup.jp/japanese/pages/index.cfm/ir</a>	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部内にIR広報グループを設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	NIS倫理規範、社員ハンドブック(NIS Navigator)等を通じて、顧客や株主をはじめとするステークホルダーの重要性について周知しております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### i) 内部統制システムに関する基本的な考え方について

当社では、お客様をはじめとするあらゆるステークホルダーの方々とともに成長していくためには、内部統制システムを整備し、コンプライアンスの充実を含め、取り組むべき課題を迅速に発見するとともに、それに対して適切な対応を図ることが不可欠であると考えております。かかる内部統制システムの重要性を十分に認識し、当該システムの構築・強化のため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。

### ii) 内部統制システムの整備状況について

前述の「内部統制システムの整備に関する基本方針」におきましては、以下の項目に関して具体的な体制整備の方針を定めております。当社は今後も継続的に当該方針の評価・見直しを行ってまいります。

#### (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、当社グループの全取締役及び使用人（執行役員を含む。以下、同じ。）に共通の「NIS倫理規範」を制定し、率先垂範して取り組むとともに、周知徹底を行う。
- ・「コンプライアンス統括部」をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンス関連規程・マニュアルの作成及び見直し、並びにそれらの全取締役及び使用人への周知徹底を行う。
- ・「コンプライアンス統括部」は、当社の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止及び業務プロセス等の改善を行う。
- ・「リスクマネジメント委員会」は必要に応じて開催され、各種リスク顕現化の予防及び事後処理、リスク管理に関する施策、コンプライアンス違反に関する処理方針、原因究明、再発防止策等について討議する。
- ・「内部通報制度運用規程」に基づく内部通報制度により、違法行為等によるリスクの極小化を図るとともに、当該規程等を適宜見直すことで、同制度の一層の有効活用を促進する。
- ・「経営管理部」は、「コンプライアンス統括部」と連携し、コンプライアンスの全取締役及び使用人への浸透を図るため、研修を行う。
- ・取締役の職務執行の適法性をより一層高めるための牽制機能として、株主の信任を得ることを前提として社外取締役制度を導入する。
- ・健全な会社経営のため、反社会的勢力との関係を遮断する。「経営管理部」は反社会的勢力への対応マニュアルを作成するとともに、警察等の外部専門機関との連携体制を構築する。

#### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社の保有する情報資産の機密性、完全性、可用性を保ち、適切な情報セキュリティを確保するため、「情報セキュリティポリシー」を制定し、率先垂範して取り組むとともに、周知徹底を行う。
- ・取締役の職務の執行に関する情報及び文書の取扱いについて、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報及び文書等に関して、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ基本規程」、「情報セキュリティ実施規程」、「文書管理細則」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理するものとする。
- ・これらの規程は必要に応じて適宜改定し、又は関連規程等との調整を図るものとする。

#### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「コンプライアンス統括部」がリスク管理を統括し、関連部署と連携して当社グループ全体のリスクを総括的に管理する。
- ・取締役会は、リスク情報についての報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。また、「リスクマネジメント委員会」は、代表取締役及び関係部署の役職者をもって構成し、必要に応じて外部有識者（弁護士・大学教授等）を招聘し、リスク管理に関する事項を討議する。
- ・顕現化した場合に当社の経営に影響を与えるリスクについて、その種類とその定義を明確にし、各リスクに関する規程等の管理体制を整備し、リスクが顕現化した場合に、迅速かつ適切な情報伝達、及び対応が可能な態勢を構築する。ただし、リスクの種類については適宜見直しを行うものとする。
- ・「経営管理部」は、全取締役及び使用人について、リスク管理に関する個々の意識醸成を促す。
- ・重要な損失の危険が顕現化し緊急を要する場合の対応について、リスク管理基本規程等の社内規程を整備する。当該規程に基づき、代表取締役は「リスクマネジメント委員会」を開催し、対応を行う。

#### (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会の経営戦略決定を受けて、効率的に職務を執行できる体制を構築し、経営・監督と業務執行の責任と権限を明確化する。
- ・「執行役員制度」に基づき、各執行役員の担当する業務執行及び責任の範囲を明確にするとともに、機動的な意思決定及び業務執行を担う機関としての執行役員会を設置・運営し、効率的かつ迅速な意思決定及び業務の執行を行う。
  - ・取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
  - ・取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき事業計画を策定し、各部門においては、当該計画の達成に向け具体的な行動計画を立案する。
  - ・通常の職務遂行については、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図るものとする。

#### (e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社グループにおける業務の適正を確保するため、以下のとおり体制を整備することとする。
- ・当社グループ共通の社是、経営理念及び行動指針ならびに「NIS倫理規範」を必要に応じて適宜見直すことにより、かかる社是、経営理念及び行動指針ならびに「NIS倫理規範」の当社グループ全体への周知徹底を図ることで、当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
  - ・「経営管理部」は、「コンプライアンス統括部」と連携して、当社グループ会社の業務の円滑化を図るとともに、「関連会社管理規程」等のグループ会社管理に関する諸規程に従い、グループ会社管理体制の整備を行う。
  - ・「内部通報制度」につき、当該制度の存在を周知徹底し、有効活用を努めることでコンプライアンスの徹底を図る。

### iii) 反社会的勢力排除に向けた整備状況について

当社では、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について、当社グループ全体を対象とした「NIS倫理規範」に定めております。また、役職員向けの「反社会的勢力対応マニュアル」および所管部署における詳細マニュアルを整備しております。なお、その他社内体制の整備状況につきましては、以下のとおりとなっております。

- ・経営管理部を反社会的勢力への対応に関する所管部署とし、対応責任者を中心として、関係各部署と連携し、組織全体でバックアップする体制の整備に取り組んでおります。
- ・平素から警察をはじめとする関係機関と協力関係を築くよう努め、有事においては外部専門機関への早めの連絡・調整を行い、緊密に連携を図っております。
- ・経営管理部において、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への照会、同業他社や業界団体との情報交換を行う等、反社会的勢力に関する情報収集をしております。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

買収防衛に関して記述する事項はございません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

前述の「内部統制システムの整備に関する基本方針」の取締役会決議を踏まえ、各決議事項について可及的速やかに実行し、不断の見直しにより内部統制システムの改善を図り、効率的で適法な企業体制を整備することで、当社におけるコーポレート・ガバナンス体制が一層強化されるものと考えております。

